

<報道発表資料>

令和7年6月9日

京都市都市計画局都市景観部景観政策課

「京都市景観政策検討委員会」の市民公募委員の募集

京都市では、平成19年9月から、建築物の高さやデザイン、屋外広告物の規制等を全面的に見直した「新景観政策」を実施しており、この政策は策定当初から、時代と共に刷新を続ける「進化する政策」であることが求められています。

この間の京都の町並みの変化を踏まえ、社会経済情勢や市民ニーズの変化に対応した景観政策とし、地域特性を生かした景観づくりに取り組むことを目的として、この度、「京都市景観政策検討委員会」の設置を予定しています。

つきましては、市民の視点に立った御意見や御提案をいただくため、市民公募委員として御参加いただける方を募集します。

【募集概要】

- 募集人数
2名
- 委員の任期
委嘱の日（令和7年7月下旬を予定）から2年間
- 委員の役割
市長の附属機関である「京都市景観政策検討委員会」（委員の定数17名以内）に委員として御参加いただき、景観政策の推進に関する事項について御審議いただきます。
委員会は1年間に計5回程度（任期中に10回程度）、平日に開催予定です。
- 応募資格
応募開始日（令和7年6月9日）現在で、次の条件を満たす方
 - 1 市内に在住又は通勤、通学される18歳以上の方（国籍は問いませんが、日本語での会話が可能な方。ただし、国、地方公共団体の議員又は常勤の公務員は除く。）
 - 2 本市の他の審議会等に2つ以上、市民公募委員として参画していない方
 - 3 平日の9時～21時頃の間で開催される会議に出席できる方

● 募集期間

令和 7 年 6 月 9 日（月）～令和 7 年 6 月 23 日（月）

※ 郵送の場合は、令和 7 年 6 月 23 日（月）必着です。

※ 持参の場合の受付時間は、午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで（京都市の休日を定める条例第 1 条第 1 項に規定する京都市の休日を除く。）

● 応募方法

応募用紙に必要事項を記入し、持参、郵送、FAX 又は電子メールで御応募ください。

※ 応募用紙は、以下のホームページからダウンロードできます。また、市役所案内所、各区役所・支所等で 6 月 9 日から配布します。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000341816.html>

※ 御提出いただいた書類は返却しませんので御了承ください。

※ メールにより応募する場合は、件名を「市民公募委員応募」としてください。



● 選考方法

選考委員会を設置し、御応募いただいた書類をもとに、応募者の市民参加に対する関心、熱意、積極性等を考慮して選考します。選考結果については、6 月末～7 月初頭に応募者全員に通知します。

なお、市民公募委員として選出された場合は、氏名を公表させていただきます。

● 委員報酬

会議への出席ごとに、委員報酬（5,000 円）をお支払いします。

● 応募先及び問合せ先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地 分庁舎 2 階

京都市都市計画局都市景観部景観政策課 企画担当（担当：高橋、古郷）

電話：075-222-3397 FAX：075-213-0461

メール：keikan@city.kyoto.lg.jp

● その他

新景観政策について詳しく知りたい方は、新景観政策の成果や今後の展望等をまとめたレポート「新景観政策 10 年とこれから」を御覧ください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000281299.html>

